

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当 J A の口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融共済管理部（電話：079-424-1320）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済管理部または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。

その他参考となる 事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）では記帳のみお取扱いが可能です。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
------------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A兵庫南